

君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内中小企業者の人材確保と若年者の地元就職の促進を図るため、奨学金返還支援制度を設けて従業員の奨学金の返還を支援する市内中小企業者に対し、予算の範囲内において、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和 2 6 年法律第 2 2 号）に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校及び専修学校（専門課程又は高等課程を置くものに限る。）をいう。
- (2) 奨学金 大学等の教育機関における就学を支援するために貸与される学資金等のうち、独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金（助成金の趣旨から助成の対象外とすることが必要と市長が認めるものを除く。）をいう。
- (3) 中小企業者 資本金の額又は出資の総額が 3 億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については 5 千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については 1 億円）を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が 3 0 0 人（小売業を主たる事業とする事業主については 5 0 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については 1 0 0 人）を超えない事業主をいう。
- (4) 正規雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されること等長期雇用を前提とした待遇をいう。）を受けている労働者をいい、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は 1 週間の所定労働時間が短い労働者を含む。
- (5) 奨学金返還支援制度 中小企業者が、就業規則、賃金規程その他従業員に周知され

た文書に明記する事項に基づいて、その雇用する従業員の奨学金の返還（当該従業員本人が主たる債務者であるものの返還に限る。）に係る負担を軽減するため、返還支援（年1回以上当該従業員に代わり奨学金の債権者に対して直接奨学金を返還することをいう。）を行う制度をいう。ただし、従業員が退職をした場合に、返還支援により支給し、又は当該従業員に代わり返還した金額（以下「返還支援額」という。）の全部又は一部について、当該従業員に返還の義務を負わせる条件を付すものは除く。

(6) 対象従業員 奨学金返還支援制度の対象となる正規雇用労働者のことをいい、次に掲げる条件を全て満たすものをいう。ただし、市長が対象となる従業員とすることが適当でないとした場合は、この限りでない。

ア 令和4年4月1日以降に雇用された者

イ 雇用された年度における年齢が30歳未満であり、かつ、その雇用された日から交付申請の月まで、引き続き本市内に住所を有する者

ウ 助成金に係る奨学金について、当該奨学金の返還を延滞していない者

エ 助成金に係る奨学金の返還について、公的機関から支援を重複して受けておらず、かつ、受ける予定のない者

オ 中小企業者（法人にあってはその代表者。以下この号において同じ。）と生計を一にする者又は中小企業者の2親等以内の親族でない者

（助成対象者）

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 奨学金返還支援制度を設け、対象従業員に返還支援を行っていること。

(3) 市内の事業所で対象従業員を雇用した日から引き続き正規雇用労働者として雇用していること。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業主であること。

(6) 君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(7) 事業内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律

第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類するものでないこと。

(助成対象期間)

第4条 助成金の交付対象期間は、対象従業員1人につき、初回の交付申請に係る返還支援を開始した月から起算して、60か月とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、次条の交付申請に係る期間に返還支援をした額に2分の1を乗じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、対象従業員1人につき、年額100,000円を超えないものとする。

2 1 助成対象者あたりの助成金の年額は、300,000円を超えないものとする。

(交付の申請等)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、4月から9月までに返還支援した分については9月、10月から翌年3月までに返還支援した分については3月に君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象従業員の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (2) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(本人通知用)の写し
- (3) 対象従業員の奨学金の代理返還を証する書類
- (4) 対象従業員の住民票の写し
- (5) 申請者の公的身分証明書の写し(法人にあっては、定款の写し又は登記事項証明書)
- (6) 市内で事業を行っていることが分かる書類
- (7) 申請者の市税の滞納がないことを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、交付決定前に申請を取り下げるときは、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付申請取下げ書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業変更の承認申請等)

第9条 第7条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、第6条の規定により申請した内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、君津市中小企業者奨学金返還支援変更承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定するとともに、君津市中小企業者奨学金返還支援変更承認(不承認)通知書(別記第5号様式)により当該助成事業者に通知するものとする。

3 助成事業者が、助成対象となる支援を中止し、又は廃止しようとするときは、君津市中小企業者奨学金返還支援中止(廃止)届出書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 第7条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、当該助成金の交付を請求しようとするときは、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第9条第3項の規定による助成対象事業の中止又は廃止の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付決定取消通知書(別記第8号様式)によりその者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該助成金の全部又は一部を交付しているときは、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金返還命令書(別記第9号様式)により、その者に対し期限を定めて当該助成金を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第6条）

君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付申請書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者氏名

君津市中小企業者奨学金返還支援助成金の交付を受けたいので、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 申請者概要

| 業種             |    | 総従業員数 |      | 人 |
|----------------|----|-------|------|---|
| 資本金又は<br>出資の総額 | 万円 | 担当者   | 氏名   |   |
|                |    |       | 電話番号 |   |

第2号様式（第7条）

君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申請のあった君津市中小企業者奨学金返還支援助成金については、下記のとおり決定（却下）したので、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 却下

理由

第3号様式（第8条）

君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付申請取下げ書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付で申請した君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付申請について、下記の理由により取り下げたいので、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

取下げの理由



第4号様式（第9条第1項）

君津市中小企業者奨学金返還支援変更承認申請書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって助成金の交付決定のあった君津市中小企業者奨学金返還支援について、下記のとおり変更したいので、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更内容

君津市中小企業者奨学金返還支援変更承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申請のあった君津市中小企業者奨学金返還支援の変更については、下記のとおり承認（不承認）としたので、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

- (1) 変更前の交付決定額 円  
(2) 変更後の交付決定額 円

2 不承認

理由

第6号様式（第9条第3項）

君津市中小企業者奨学金返還支援中止（廃止）届出書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け第 号で助成金の交付決定のあった君津市中小企業者奨学金返還支援について、下記のとおり中止（廃止）したいので、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付要綱第9条第3項の規定により届け出ます。

記

1 中止（廃止）の理由

2 交付決定額 円

第7号様式（第10条）

君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付請求書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

請求者 氏名又は名称

代表者氏名



年 月 日付け第 号で額の確定のあった君津市中小企業者奨学金返還支援助成金について、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付請求額 円
- 2 振込先

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 金融機関名  | 銀行<br>信用金庫<br>信用組合<br>農協<br>本・支店 |
| 口座種別   | 普通 ・ 当座                          |
| 口座番号   |                                  |
| (フリガナ) |                                  |
| 口座名義人  |                                  |

第 8 号様式（第 1 1 条第 2 項）

君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付け第 号で交付決定した君津市中小企業者奨学金返還支援助成金について、下記のとおり決定を取り消したので、君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した助成金の額 円
- 2 取り消した理由

第9号様式（第12条）

君津市中小企業者奨学金返還支援助成金返還命令書

第 号  
年 月 日

様

君津市長



君津市中小企業者奨学金返還支援助成金交付要綱第12条の規定により、既に交付した君津市中小企業者奨学金返還支援助成金の返還を下記のとおり命じます。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既交付額 年 月 日交付・ 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還方法
- 6 返還を命ずる理由